

< よくあるご質問と回答 >

補助第 133 号線（練馬区向山四丁目～同区春日町三丁目）

皆様より寄せられることが多いご質問について、お答えいたします。

その他のお問合せにつきましては、ご案内に記載の問合せ先まで、郵送、メール等でお問合せください。

Q 1 なぜ今事業化するのか。

東京都では、都市計画道路を計画的、効率的に整備するため、概ね 10 年間で優先的に整備する路線を事業化計画で定め、整備を進めております。

本区間は、平成 28 年 3 月に策定された第四次事業化計画において令和 7 年度までに優先的に整備すべき区間に選定しております。

本区間の整備により、防災性の向上、安全性・快適性の向上、利便性の向上が図られます。

Q 2 自分の敷地がどの程度道路計画線にかかるのかを知りたい。

計画線にかかる範囲が確定するのは、用地測量の完了後となりますが、参考として東京都都市整備局のホームページより計画線の入った図面を見ることができます。また、都市整備局の窓口でも図面を見ることができます。

ただし、測量前のものであるため、確定したものではないことをご承知おきください。

【都市整備局 都市計画情報等インターネット提供サービス】

「東京都 都市計画情報」で検索

→「都市計画情報」をクリック。地図や住所から検索ができます。

https://www2.wagmap.jp/tokyo_tokeizu/Portal

都市計画情報等
ホームページ



【23 区の都市計画道路 計画線の位置確認】

都市整備局 都市づくり政策部 都市計画課 都市計画相談担当

新宿区西新宿 2-8-1 都庁第二本庁舎 12 階北側 ☎03-5388-3213

Q 3 計画線から離れているのに、なぜこの案内が配布されたのか。

今後の工事等の影響もあることから沿道の皆様に広く知って頂くため、測量作業に係る範囲より広く配布しております。なお、計画線にかかる土地に隣接する皆様にも境界の立会いをお願いすることになりますので、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

Q 4 どんな道路ができるのか。

同封の「道路整備計画のあらまし」中面の「標準横断図(イメージ)」のとおり、幅16m、片側1車線、合計2車線の車道と、両側に歩道を整備し、電線類は地中化します。また、自転車通行空間についても整備します。

右の写真の本区間南側(目白通りより中村橋駅側)の完成区間と同様な道路となる予定です。



Q 5 今後の事業スケジュールを教えてください。

同封の「道路整備計画のあらまし」裏面の「事業のすすめ方」のとおり、令和3～5年度に、現況測量に着手し、その後、用地測量を行います。令和6年度を目途に事業認可の手続きをとる予定です。

事業認可後、用地取得の対象となる皆様を対象に用地取得の手順や補償内容等に関するご説明をさせて頂き、個別に協議を開始いたします。

ある程度連続して用地の取得が進んだ箇所から工事に着手する予定です。事業完了までには、概ね7～10年の期間を見込んでいます。

Q 6 現況測量の日程や用地測量の立会いはいつになるのか。日程は変えられるのか。

現況測量における宅地内で行う作業は令和4年3月から5月にかけて行う予定です。宅地に立ち入る際には、1週間前頃にお知らせをお配りします。

用地測量は6月頃より着手する予定ですが、立会については、立会い依頼状をお送りして日時をお知らせいたします。ご案内の日時でご都合がつかない場合は、お手数ですが、依頼状に記載のご連絡先までご連絡ください。改めて、日時の調整をさせていただきます。

Q 7 用地取得はいつから始まるのか。

同封の「道路整備計画のあらまし」裏面の「事業のすすめ方」のとおり、令和6年度(予定)の事業認可後、用地説明会で用地取得や移転補償の考え方等をご説明させて頂いた上で、個別に協議させて頂く予定です。